社会福祉法人志布志市社会福祉協議会法外援護資金貸付基金規程

（設置）

第１条　社会福祉法人志布志市社会福祉協議会の法外援護貸付資金に充当するため貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第２条　基金の額は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（基金に属する現金の過不足額の整理）

第４条　基金に属する現金に過不足を生じたときは、その過不足額は、一般会計の歳入歳出予算に計上して整理する。

附　則　　この規程は、平成１８年１月４日から施行する。